仕　様　書

①案件名称	選挙公報印刷　※大阪市長選挙及び大阪市議会議員選挙(24 区)	
②履行期限	各選挙の告示日の翌々日(別紙1)	
③数　量	3,753,900 部(納入場所への内訳は別紙2参照)	
	頁　数	1頁～2頁
規　格	④ 紙　質	新聞更紙　43g／㎡程度
	⑤仕上がり 寸　法	・ 候補者2人掲載:タブロイド判片面印刷(黒色) ・ 候補者3人から6人掲載:ブランケット判片面印刷(黒色) ・ 候補者7人から12人掲載:ブランケット判両面印刷(黒色) ※告示日に印刷する候補者数が決定する。
	印刷方法	オフセット印刷
	⑥印刷内容	・ 候補者から提出された原稿(写真を含む。)をオフセット輪転機により印刷する。 ・ 印刷開始前には、必ず本市職員の検査を受け、合格した後に刷り出すこと。 ・ 印刷様式は、別紙3・4・5のとおりとし、不動文字及び区画線は、あらかじめ製版するとともに校正を受けておくこと。 ・ 製版用原稿の組み方については、別紙6の掲載順序によることとし、選挙の告示日の 19 時ごろメール等で掲載順序を通知するので、その指示に従って組み換えた後、本市職員の校正(1～2回)を受けること。 ・ 掲載する候補者の数により空き枠がある場合、啓発文(別紙7)を候補者原稿と同じ印字濃度で掲載する。1枠掲載と2枠掲載の2種類の規格(別紙6)を指示するので、あらかじめ製版するとともに校正を受けておくこと。
	⑦加工の種類	二つ折り
原　稿	⑧入 稿 日	・ 告示日の前日 10 時に事前預り分の原稿等の引渡し ・ 告示日 17 時までに随時追加分の原稿等の引渡し ・ 告示日 19 時に製版の組換えを行う。
	⑨デ ー タ	候補者から提出された原稿については、紙又は電子データにより交付する。電子データを提供する場合は下記の仕様とし、CD-R等により交付する。 ○原稿本文 ・ AdobeIllustrator 及び AdobePhotoshop の CS4～CS6 を用いて作成された PDF/Xla 形式(アウトライン化されたもの) ・ 画像解像度はグレースケール 350dpi、2 階調 1200dpi ○候補者写真 ・ Jpg 形式　概ね縦 11cm×横 8cm　画像解像度　350dpi 以上 ・ 長径 5cm×短径 4cmの長円に加工する。 原稿について次のとおり作成し、校正完了次第、担当にメール送付し、また CD-R又は DVD-R(1枚)にデータを格納し納品すること。 ・ 画面表示は、公報の全体となるようにする。 ・ 解像度は、拡大機能の設定等で画像を表示するとともに、印刷可

		能な設定とすること。（おおむね1MBから5MB以下を目安とする。） ・ 表示された画像の内容（文字、顔写真等）の複写ができないように設定すること。 ・ 市ホームページに掲載するテストを行うので、予め担当にサンプルデータをメールで送付すること。サンプルデータの送付時期・様式等については、別途協議する。
校　正	⑩回　数	・ 契約締結後、掲載枠・啓発文・不動文字等の校正　1～2回 ・ 印刷所での校正　適宜 ※ 請負業者は本校正の実施場所として、工場内の会議室等を確保すること。
	提出先等	・ 掲載枠・啓発文・不動文字等の校正 大阪市行政委員会事務局選挙部選挙課 （大阪市北区中之島1-3-20） ・ 本校正時においては、原稿等の電子データと突合することがあるため、請負業者はCD-Rが読み取れるパソコンを準備すること。
⑪納 品 日	各選挙の告示日の翌々日（別紙1） ※大阪市長選挙用の不在者投票指定施設送付用は投票日9日前（金）15 時まで	
⑫納品場所	大阪市各区選挙管理委員会　（24 区） 大阪市行政委員会事務局選挙部選挙課（大阪市北区中之島1-3-20） 配布業者集中納品場所（1箇所）及び不在者投票指定施設配布業者荷受所（1箇所）	
⑬納品単位	・ ブランケット判の場合は1部ずつ二つ折とし、1,000 部で1梱包としてビニール包装のうえ、「印刷品名」「納入先」「部数」を明示して納入すること。 ・ タブロイド判となった場合は、500 部で1梱包とする。 ただし、不在者投票指定施設送付用の 4,000 部（大阪市長選用選挙公報）については次の要領で納入すること。 ①　選挙公報2部を二つ折りにし、発注者が別途データ提供する送付文（A4版5枚片面印刷のうえ左肩1点止め）と合わせて、角形二号封筒（受注者が 2,000 部用意）に封入・封緘し納入すること。 ②角形二号封筒に次の事項の印字を行うこと。 ・不在者投票指定施設の宛名（発注者がデータ提供） ・大阪市選挙管理委員会の住所・電話番号 ・料金後納郵便 ③宛名データの施設数分を封入・封緘セットすることとし、余りが発生する場合は、角形二号封筒（②の印字なし）、選挙公報及び送付文を封入・封緘せずに納入すること。	
仕様書の質問について	応札にあたっては本仕様書を十分検討し、疑義ある場合は（同等品の可否を含む）質問期間内に指定の方法によりよく質し、その内容を熟知の上応札するものとする。質問受付期間経過後の疑義については受付しない。 契約後における仕様書の疑義は、本市の解釈によるものとする。	
契　約	・ 契約金額は、写真植字・版下作成など印刷に関する経費や納品に関する経費等、一切を含めること。	
⑭支 払 い	受注者からの請求に基づき、履行確認後に支払う。	
⑮備　考	・ 原稿持ち込みから印刷までが非常に短期間であり、印刷後に納入場所への配送も短時間に行う必要があり、また本市職員を現地校正で派遣する必要があるため、製版の校正場所及び印刷工場が大阪市近郊（大阪市内から1時間程度で移動可能な場所）に所在すること。 ・ 選挙公報は、選挙執行上特に重要なものであり、誤り等があれば、選挙争訟の原因（結果として選挙無効）にもなりかねないので、印刷に当たっては、特に鮮明かつ正確に印刷すること。なお、この際、本市職員が印刷場所において立ち会い良否を判断するの	

	でその指示に従うこと。また、印刷した公報は、外部に散逸することのないよう注意すること。 ・ 選挙公報を発行しないこととなった場合は両者協議のうえ支払額を決定する。 ・ 応札に当たっては本仕様書を十分検討し、疑義ある場合はよく質し、その内容を熟知のうえ応札もりを行うこと。契約後における仕様書の疑義は、当局の解釈によるものとする。 ・「大阪市グリーン調達方針」（https://www.city.osaka.lg.jp/kankyo/page/0000671564.html） 別表の（1）紙類及び（22-2）印刷の【判断基準】を満たすものとし、【配慮事項】について十分配慮されていること。 ・ 契約締結後、速やかに事業担当と印刷日程等の詳細について協議すること。 ・ 配送先の部数に変動がある場合、配送先を追加・変更する場合は、別途通知する。 ・ 納品の際は、納品物品の名称及び数量等が確認できる「納品書」を提出すること。 ・ 本市が提供した原稿、写真、イラスト等は使用後速やかに返却すること。 ・ 本業務を通じて知りえた情報を第三者に漏らしてはならない。 ・ 成果物に係る使用権及び著作権（著作権法（昭和 45 年法律第 48 号）第 21 条から第 28 条までに規定する権利をいう）は、本市に帰属するものとする。 ・車高 2.1m を超える車両を使用して市役所本庁舎への荷物等の搬入・搬出がある場合は、搬入出日時・搬入出先・搬入出に使用する車両の「種類」「色」「車両番号」「車高」を実行日の3日前（土日祝日を除く）までに事業担当あて報告すること。ただし、車高が2.8mを超える車両での搬入等については、地下駐車場を利用できない。
⑯事業担当	大阪市行政委員会事務局選挙部選挙課　担当：中山 （℡:6208-8515　mail:vg0008@city.osaka.lg.jp）

選挙公報印刷日程表

別紙１

月日・曜日		日程	時間	選挙管理委員会	印刷業者	備考
−36	土					
−35	日					
−34	月					
−33	火					
−32	水					
−31	木					
−30	金					
−29	土					
−28	日					
−27	月			立候補予定者説明会後、随時、市長選挙については、候補者から市選挙管理委員会に、市議会議員選挙については、候補者から区選挙管理委員会を経由して、市選挙管理委員会に原稿・写真の提出がされる。		
−26	火					
−25	水					
−24	木					
−23	金					
−22	土					
−21	日					
−20	月					
−19	火				掲載枠、啓発文、不動文字等の製版・校正	
−18	水					
−17	木					
−16	金					
−15	土		10時00分	公報事前預かり分印刷業者渡し	写真製版	
−14	日	大阪市長選挙告示日	8時30分	公報掲載申請	追加原稿あれば写真製版	
			17時00分	公報掲載申請期限		
			17時30分	掲載順序のくじ	掲載順序確定版の組み換え	
			18時00分	くじの結果を印刷業者へメール・FAX		
			20時00分	担当職員が印刷所へ出張	印刷所で初校	
			22時00分	校正終了		
−13	月		9時00分	印刷の立会い・検査	印刷	
−12	火		17時00分	納入期限	配布業者へ配送	※不在者投票指定施設送付用の4,000部については、投票日９日前(金)の15時
−11	水		17時30分	区選管から市選管へ持参		
−10	木		10時00分	公報事前預かり分印刷業者渡し	写真製版	
−9	金	大阪市議選挙告示日	8時30分	公報掲載申請	追加原稿あれば写真製版	
			17時00分	公報掲載申請期限		
			17時30分	掲載順序のくじ	掲載順序確定版の組み換え	
			19時00分	くじの結果を印刷業者へメール・FAX		
			21時00分	担当職員が印刷所へ出張	※初校・印刷・PDF納品	
			0時00分	校正終了		※初校～印刷検査は左記日程を基本とする。ただし、納入期限（12時）を考慮の上、本市が認める場合は変更可能とする。
−8	土		※9時00分	※印刷の立会い・検査	※印刷	
			～24時00分		※配布業者へ配送	
−7	日		12時00分	納入期限		
−6	月			配布１日目		
−5	火			配布２日目		
−4	水			配布３日目		
−3	木			配布４日目		
−2	金			配布（予備日）		
−1	土					
0	日	投票日				

別紙2

令和9年執行予定　大阪市長選挙及び大阪市会議員一般選挙用選挙公報選挙区別納入場所一覧表

大阪市選挙管理委員会

区　名	大阪市会議員一般選挙								大阪市長選挙				
	前回候補者数	前回定数	今回定数	印刷部数	納入場所別内訳数				印刷部数	納入場所別内訳数			
					公報配布業者集中納品場所	不在者投票指定施設公報配布業者荷受所	各区選管	大阪市選管		公報配布業者集中納品場所	不在者投票指定施設公報配布業者荷受所	各区選管	大阪市選管
北　区	7	4	3	**115,200**	110,700	4,000	300	200	**115,500**	110,700		300	4,500
都島区	4	3	3	**74,700**	70,200	4,000	300	200	**70,500**	70,200		300	不在者施設分 4,000 市選管分 500
福島区	4	2	2	**59,100**	54,600	4,000	300	200	**54,900**	54,600		300	
此花区	3	2	2	**40,800**	36,300	4,000	300	200	**36,600**	36,300		300	
中央区	5	3	3	**99,600**	95,100	4,000	300	200	**95,400**	95,100		300	
西　区	5	3	3	**90,000**	85,500	4,000	300	200	**85,800**	85,500		300	
港　区	4	2	2	**56,200**	51,700	4,000	300	200	**52,000**	51,700		300	
大正区	3	2	2	**38,800**	34,300	4,000	300	200	**34,600**	34,300		300	
天王寺区	3	2	2	**60,900**	56,400	4,000	300	200	**56,700**	56,400		300	
浪速区	3	2	2	**78,400**	73,900	4,000	300	200	**74,200**	73,900		300	
西淀川区	5	3	2	**60,400**	55,900	4,000	300	200	**56,200**	55,900		300	
淀川区	6	5	5	**131,600**	127,100	4,000	300	200	**127,400**	127,100		300	
東淀川区	8	5	4	**125,000**	120,500	4,000	300	200	**120,800**	120,500		300	
東成区	6	3	2	**64,300**	59,800	4,000	300	200	**60,100**	59,800		300	
生野区	6	4	3	**85,100**	80,600	4,000	300	200	**80,900**	80,600		300	
旭　区	5	3	2	**61,500**	57,000	4,000	300	200	**57,300**	57,000		300	
城東区	6	5	4	**105,400**	100,900	4,000	300	200	**101,200**	100,900		300	
鶴見区	4	3	3	**61,900**	57,400	4,000	300	200	**57,700**	57,400		300	
阿倍野区	5	3	3	**70,500**	66,000	4,000	300	200	**66,300**	66,000		300	
住之江区	7	4	3	**70,600**	66,100	4,000	300	200	**66,400**	66,100		300	
住吉区	8	5	4	**97,700**	93,200	4,000	300	200	**93,500**	93,200		300	
東住吉区	6	4	3	**81,900**	77,400	4,000	300	200	**77,700**	77,400		300	
平野区	7	6	5	**108,800**	104,300	4,000	300	200	**104,600**	104,300		300	
西成区	6	3	3	**86,700**	82,200	4,000	300	200	**82,500**	82,200		300	
計	126	81	70	**1,925,100**	1,817,100	96,000	7,200	4,800	**1,828,800**	1,817,100	0	7,200	4,500

※　前回候補者数欄は令和5年大阪市議会議員選挙の結果であり、告示日に確定する候補者数により変更となる。

※　市議会議員選挙の候補者数が3～6名の場合は片面、7～12名の場合は両面となる。

※　大阪市長選挙により選出される人数は1名であり、候補者数が2名の場合はブランケット判からタブロイド判に変更となる。

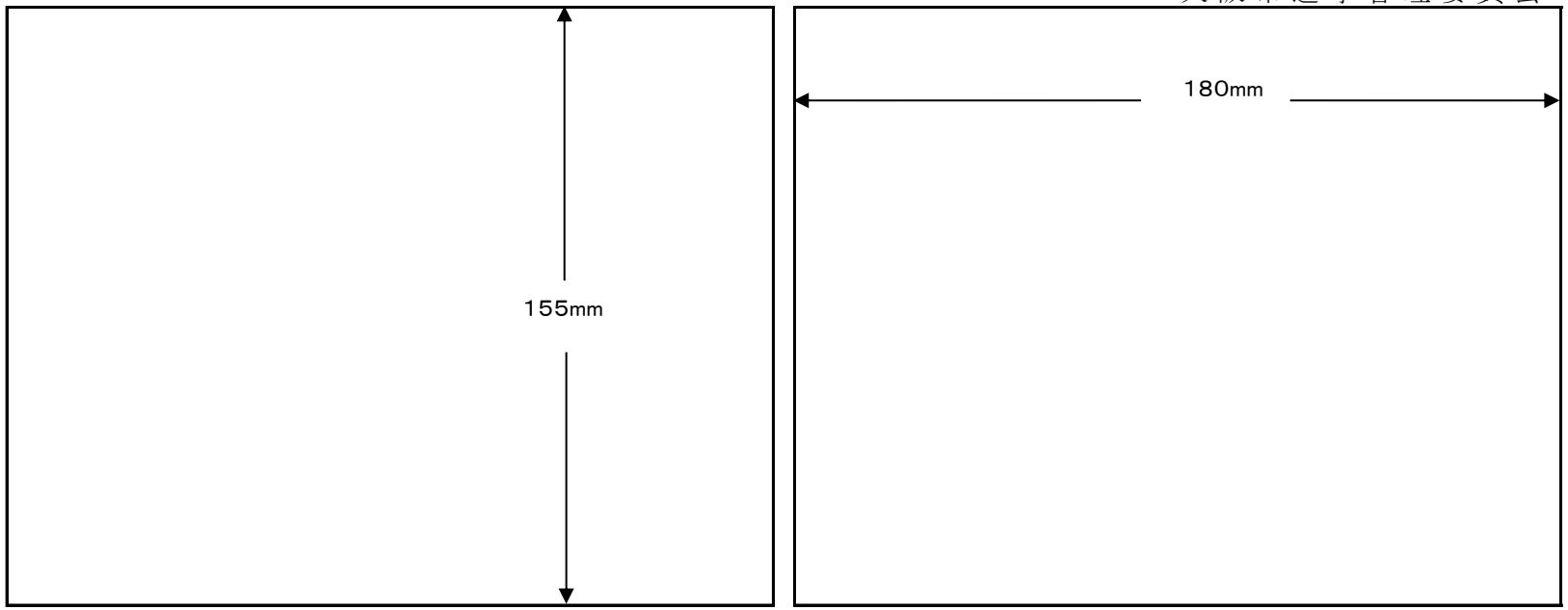
印刷部数総計　3,753,900

選挙公報

－令和9年4月11日執行－

大阪市長選挙

大阪市選挙管理委員会



（この公報は、候補者からの原稿を原文のまま掲載したものです。）

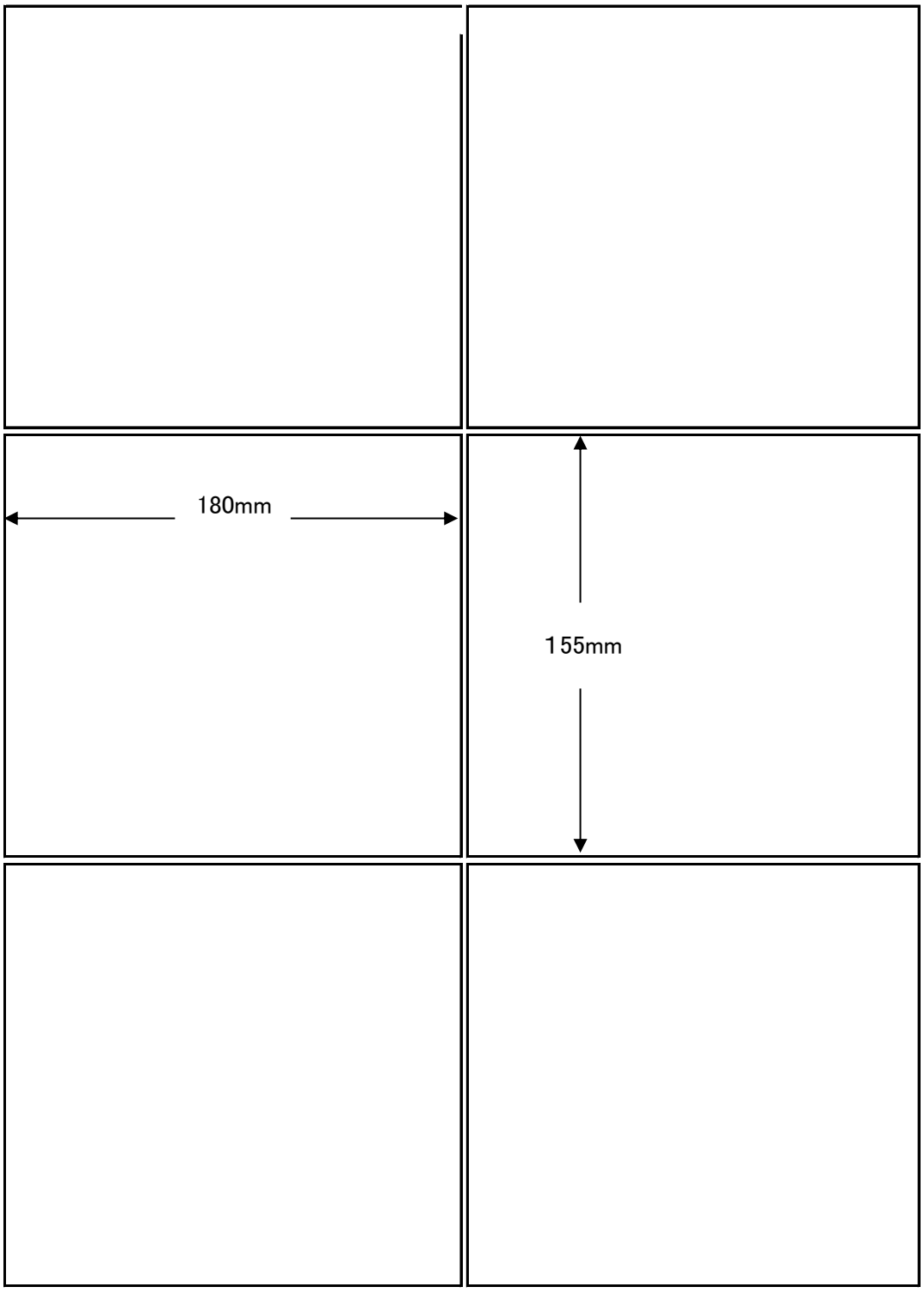
啓発文を掲載

別紙3

－令和9年4月11日執行－

選挙公報　大阪市長選挙

投票は午前七時から午後八時まで



（この公報は、候補者からの原稿を原文のまま掲載したものです。）

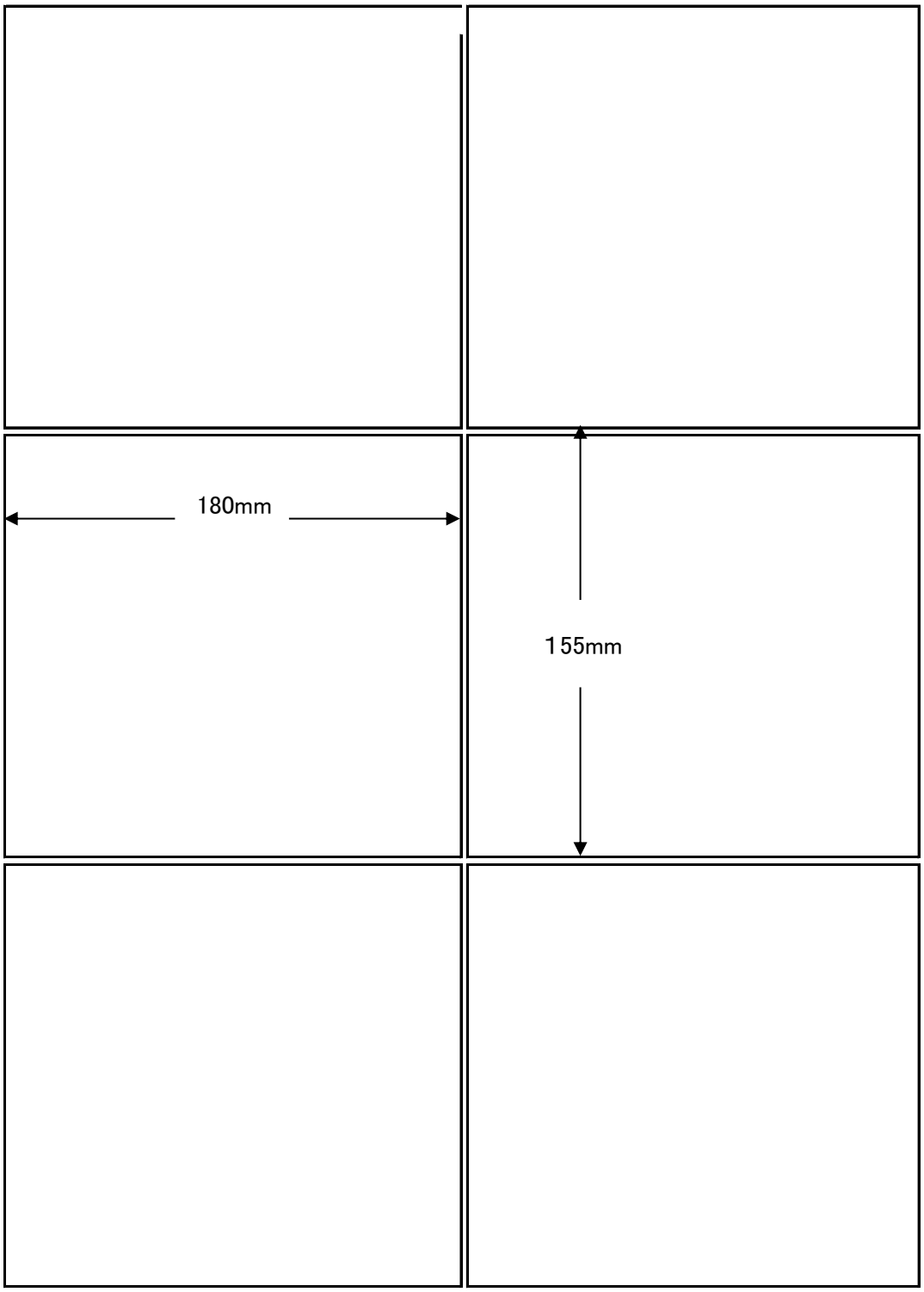
必ず投票しましょう

発行　大阪市選挙管理委員会

－令和9年4月11日執行－

選挙公報　大阪市長選挙

投票は午前七時から午後八時まで



裏面をご覧ください

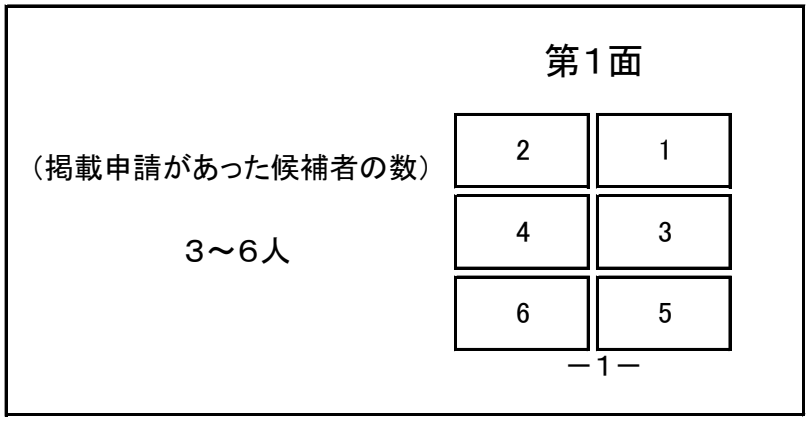
（この公報は、候補者からの原稿を原文のまま掲載したものです。）

必ず投票しましょう

発行　大阪市選挙管理委員会

別紙６

ブランケット判　片面印刷



啓発文の掲載例

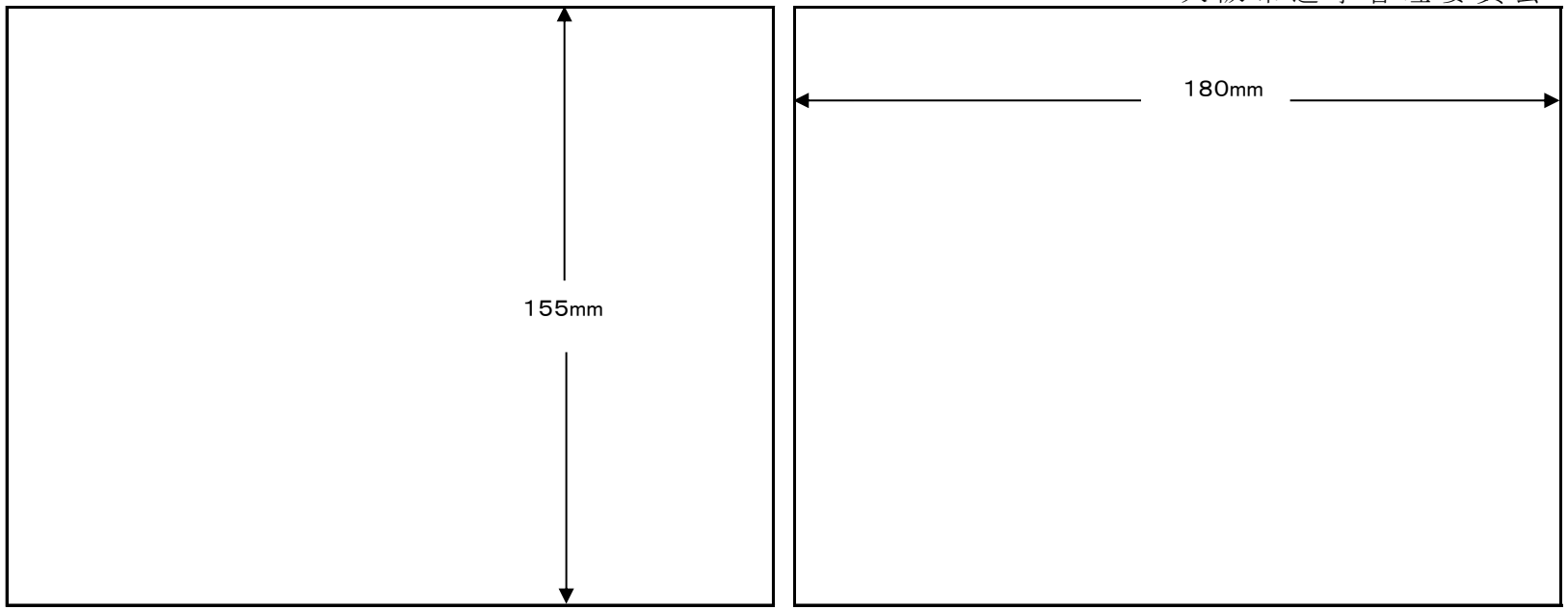


－令和9年4月11日執行－

選挙公報

大阪市議会議員選挙　〇〇区選挙区

大阪市選挙管理委員会



（この公報は、候補者からの原稿を原文のまま掲載したものです。）

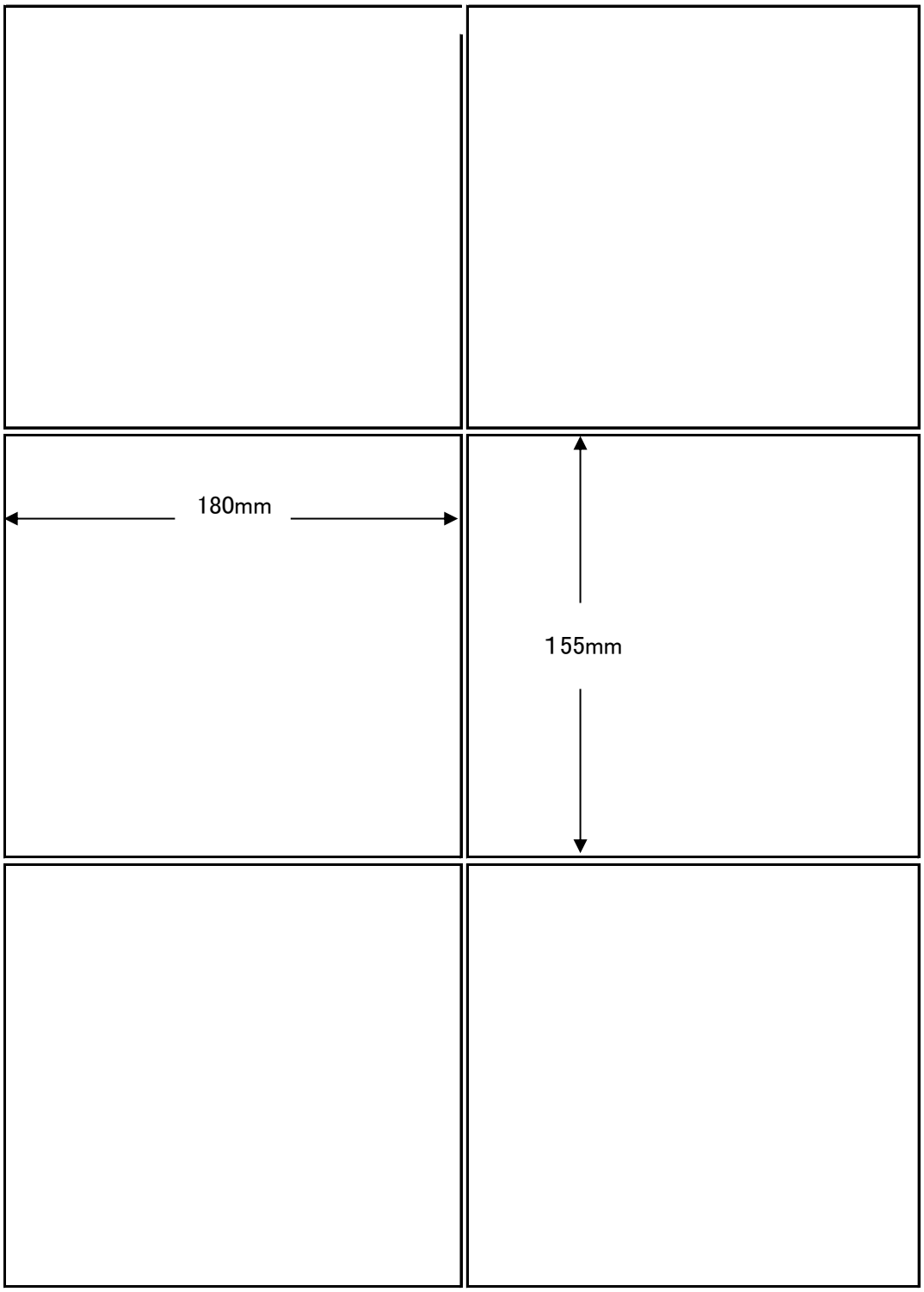
啓発文を掲載

別紙3

－令和9年4月11日執行－

選挙公報　大阪市議会議員選挙　〇〇区選挙区

投票は午前七時から午後八時まで



（この公報は、候補者からの原稿を原文のまま掲載したものです。）

必ず投票しましょう

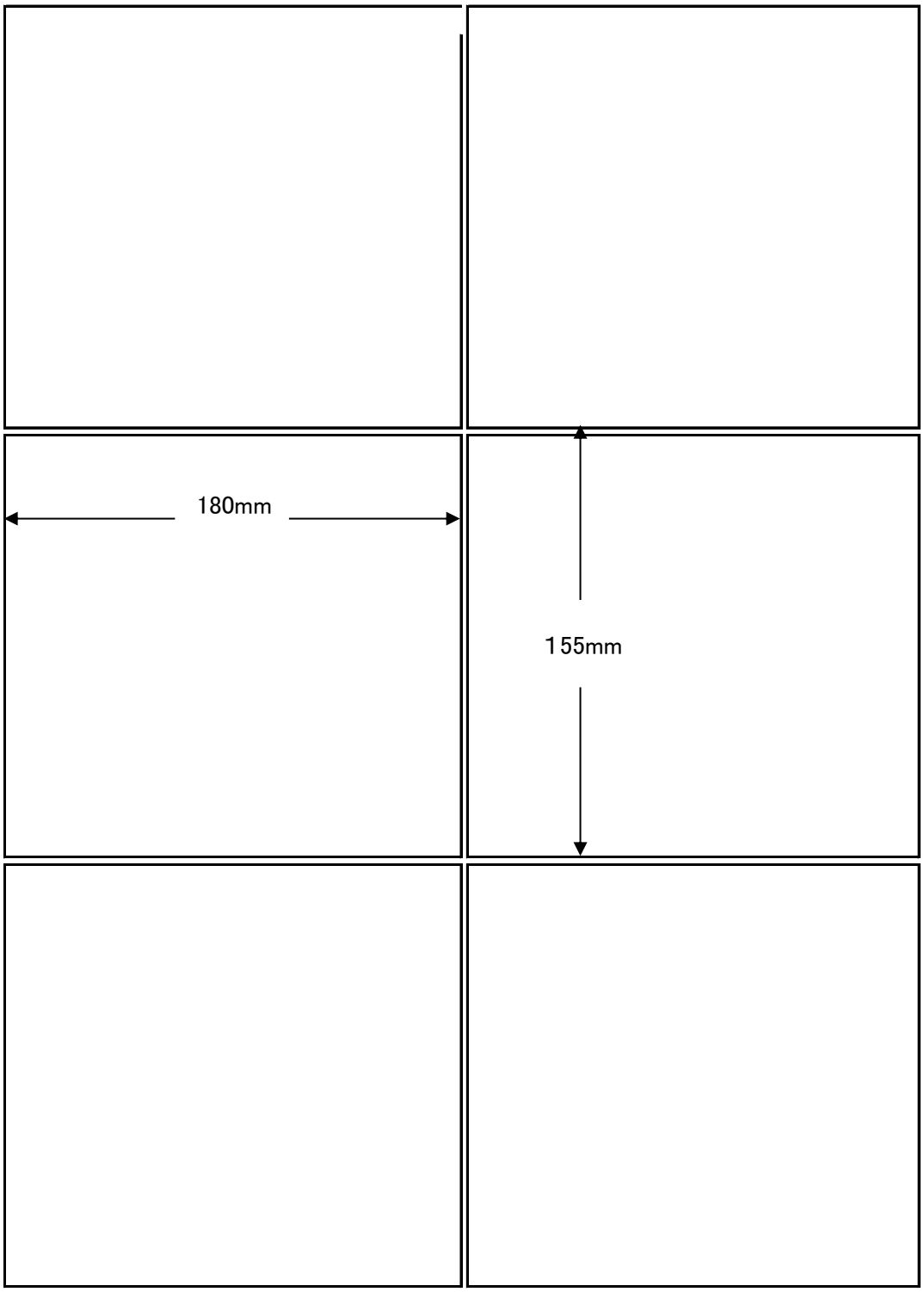
発行　大阪市選挙管理委員会

両面　印刷　　別紙５

－令和9年4月11日執行－

選挙公報　大阪市議会議員選挙　〇〇区選挙区

投票は午前七時から午後八時まで



裏面をご覧ください

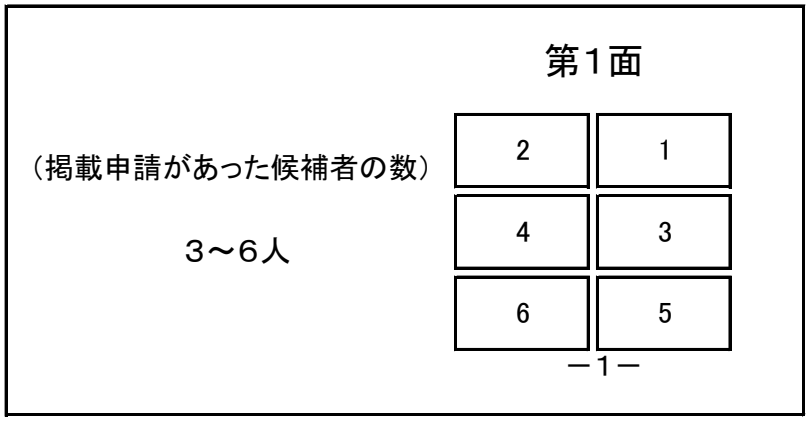
（この公報は、候補者からの原稿を原文のまま掲載したものです。）

必ず投票しましょう

発行　大阪市選挙管理委員会

別紙６

ブランケット判　片面印刷



啓発文の掲載例



別紙７

選挙公報啓発文（詳細は、別途協議）

１　大阪市長選挙

投 票 日　４月11日（日）

投票時間　朝７時～夜８時

２　標　　語

さあ投票　選挙の主役はあなたです

３　期日前投票

【投票期間・時間】

投票日に仕事やレジャー等の予定のある方は、期日前投票ができます。

３月29日（月）から４月８日（木）…午前８時30分から午後８時まで

４月９日（金）・10日（土）…午前８時30分から午後９時まで時間延長

４　不在者投票

都道府県選挙管理委員会が指定する病院や老人ホーム等に入院・入所中の方は、その施設で不在者投票ができます。

５　点字投票・代理投票

視覚に障がいがある方は点字で投票することができます。また、身体に障がいがある方は代理投票の制度があります。いずれも、投票所の受付に申し出てください。

６　手話通訳

投票日に投票所において手話通訳が必要な方は、事前に区選挙管理委員会に申し出てください。

７　シンボルマーク（マスコット）

※　印字濃度について

候補者等の掲載文と同じ印字濃度で掲載すること。

別紙７

選挙公報啓発文（詳細は、別途協議）

１　大阪市議会議員選挙

投 票 日　４月11日（日）

投票時間　朝７時～夜８時

２　標語

さあ投票　選挙の主役はあなたです

３　期日前投票

【投票期間・時間】

投票日に仕事やレジャー等の予定のある方は、期日前投票ができます。

４月３日（土）から４月８日（木）…午前８時30分から午後８時まで

４月９日（金）・10日（土）…午前８時30分から午後９時まで時間延長

４　不在者投票

都道府県選挙管理委員会が指定する病院や老人ホーム等に入院・入所中の方は、その施設で不在者投票ができます。

５　点字投票・代理投票

視覚に障がいがある方は点字で投票することができます。また、身体に障がいがある方は代理投票の制度があります。いずれも、投票所の受付に申し出てください。

６　手話通訳

投票日に投票所において手話通訳が必要な方は、事前に区選挙管理委員会に申し出てください。

７　シンボルマーク（マスコット）

※　印字濃度について

候補者等の掲載文と同じ印字濃度で掲載すること。

グリーン配送に係る特記仕様書

1　本契約に基づき物品等を大阪市に納入する際には、車種規制非適合車以外の自動車である、大阪市グリーン配送適合車（以下「グリーン配送適合車」という。）を使用しなければならない。

注　「車種規制非適合車」とは「自動車から排出される窒素酸化物及び粒子状物質の特定地域における総量の削減等に関する特別措置法（自動車 NOx・PM 法）」に定める窒素酸化物排出基準又は粒子状物質排出基準に適合しない自動車である。

なお、物品配送業務を他人に委託するときは、受託人の使用する自動車についてグリーン配送適合車の使用を求めること。

2　本契約締結後速やかに、本市が別途定める様式により、物品配送業務に使用する自動車がグリーン配送適合車である旨の届出を環境局環境管理部環境規制課あて行うこと。
ただし、既に本市に届出済みの自動車を使用する場合又は次の各号に定める自動車を使用する場合はこの限りではない。

(1)　大阪府グリーン配送実施要綱に基づく大阪府グリーン配送適合車

(2)　神戸市グリーン配送ガイドラインに基づく神戸市グリーン配送適合車

3　本市に届出済みのグリーン配送適合車に、グリーン配送適合ステッカーを貼付すること。

4　物品等を納入した際に、本市職員が確認のため「グリーン配送適合車届出済証」等の提示を求めた場合には、協力すること。

大阪市グリーン配送に関する問合せ

大阪市環境局環境管理部環境規制課
自動車交通環境対策グループ
電　話：０６－６６１５－７９６５

公正な職務の執行の確保に関する特記仕様書

（条例の遵守）

第１条　受注者および受注者の役職員は、本契約に係る業務（以下「当該業務」という。）の履行に際しては、「職員等の公正な職務の執行の確保に関する条例」（平成 18 年大阪市条例第 16 号）（以下「条例」という。）第５条に規定する責務を果たさなければならない。

（公益通報等の報告）

第２条　受注者は、当該業務について、条例第２条第１項に規定する公益通報を受けたときは、速やかに、公益通報の内容を発注者（行政委員会事務局選挙部選挙課）へ報告しなければならない。

２　受注者は、公益通報をした者又は公益通報に係る通報対象事実に係る調査に協力した者から、条例第 12 条第１項に規定する申出を受けたときは、直ちに、当該申出の内容を発注者（行政委員会事務局選挙部選挙課）へ報告しなければならない。

（調査の協力）

第３条　受注者及び受注者の役職員は、発注者又は大阪市公正職務審査委員会が条例に基づき行う調査に協力しなければならない。

（公益通報に係る情報の取扱い）

第４条　受注者の役職員又は受注者の役職員であった者は、正当な理由なく公益通報に係る事務の処理に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。

（発注者の解除権）

第５条　発注者は、受注者が、条例の規定に基づく調査に正当な理由なく協力しないとき又は条例の規定に基づく勧告に正当な理由なく従わないときは、本契約を解除することができる。

生成 AI 利用に関する特記仕様書

受注者又は指定管理者（再委託及び再々委託等の相手方並びに下請負人を含む）が生成 AI を利用する場合は、事前に発注者あて所定様式により確認依頼をし、確認を受けるとともに、「大阪市生成 AI 利用ガイドライン（別冊 業務受託事業者等向け生成 AI 利用ガイドライン第 1.1 版）」に定められた以下の利用規定を遵守すること。

生成 AI の利用規定

- 生成 AI を利用する場合は、利用業務の内容、利用者の範囲、情報セキュリティ体制等及び利用規定の遵守・誓約内容を事前に所定様式※により発注者宛に確認依頼をし、確認を受けること。
 ※ 所定様式は大阪市ホームページからダウンロードできます
 https://www.city.osaka.lg.jp/ictsenryakushitsu/page/0000623850.html
- 前記確認内容に変更等が生じた際には変更の確認依頼をし、確認を受けること。
- 生成 AI は、受注者又は指定管理者の業務支援目的に限定し、市民や事業者向けの直接的なサービスには利用しないこと。
- 画像及び動画の生成 AI サービスを利用する場合は、利用者が生成物を利用する際に他者の著作権を侵害しないよう選別したコンテンツで AI モデルの学習をしているサービスを利用することを原則とする。ただし、当該要件に該当しないサービス又は該当するか不明のサービスを利用する場合は、生成内容が既存著作物との類似性や無許諾での依拠がないことを確認し、かつ、成果物として利用する際は発注者の同意を得ること。
- インターネット上の公開された環境で不特定多数の利用者に提供される定型約款・規約への同意のみで利用可能な生成 AI の利用を禁止する。
- 生成 AI 機能が付加された検索エンジンやサイトは、一般的にインターネットで公開されている最新の情報を検索する目的でのみの利用とし、生成 AI による回答を得る目的での利用を禁止する。
- 生成 AI を利用する場合は、入力情報を学習しない設定（オプトアウト）をして利用すること。
- 契約又は協定の履行に関して知り得た秘密及び個人情報の入力を禁止する。
- 著作権その他日本国の法令に基づき保護される第三者の権利を侵害する内容の生成につながる入力及びそのおそれがある入力を禁止する。
- 生成・出力内容は、誤り、偏りや差別的表現等がないか、正確性や根拠・事実関係を必ず自ら確認すること。
- 生成・出力内容は、著作権その他日本国の法令に基づき保護される第三者の権利の侵害がないか必ず自ら確認すること。
- 生成・出力された文章は、あくまで検討素材であり、その利用においては、受注者又は指定管理者が責任をもって判断するものであることを踏まえ、加筆・修正のうえで使用すること。
- 生成・出力内容は、上記に定める正確性の確認等を経たうえで、加筆・修正を加えずに利用（公表等）する場合は、生成 AI を利用して作成した旨を明らかにして意思決定のうえで利用すること。
- 情報セキュリティ管理体制により、利用者の範囲及び利用ログの管理などにより情報セキュリティの確保を徹底して適切に運用すること。